

令和8年度 明治用水頭首工地区

明治用水頭首工技術資料取りまとめ業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容																
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1-1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、明治用水頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)の完了に伴い、収集した資料を取りまとめ、技術資料を作成するものである。																
(場 所) 第 1-3 条	本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市であり別添位置図に示すとおりである。																
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 1-4 条	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備 等</p>																
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。																
(管理技術者) 第 1-6 条	<p>管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr><tr><td>農業－農業農村工学</td></tr><tr><td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr><tr><td>農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	農業－農業土木															
		農業－農業農村工学															
	農業	農業土木															
		農業農村工学															
博士	農学	－															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－															
(担当技術者) 第 1-7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当</p>																

項 目	内 容									
(保険加入) 第 1-9 条	する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、上記計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。									
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 設計の基本的事項に関しては、次表に掲げる図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。									
	<table><tr><th>名 称</th><th>発行</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H27. 5</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>R 6. 3</td></tr></table>	名 称	発行	制定(改訂)年月	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5	土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	R 6. 3
名 称	発行	制定(改訂)年月								
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5								
土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	R 6. 3								
(貸与資料) 第 2-2 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。									
	<table><tr><th>貸与資料</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ 明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その 1－1（下流区間）業務 ・ 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務 ・ 明治用水頭首工地質調査ほか業務 ・ 明治用水頭首工復旧工法検討業務 ・ 明治本流（下流部）里・浜屋工区ほか補足設計業務 ・ 明治用水頭首工漏水対策調査 ・ 令和 7 年度 明治用水頭首工技術誌作成資料整理業務</td><td>報告書</td></tr><tr><td>・ 明治頭首工復旧工事 ・ 明治用水頭首工耐震化対策第二期工事 ・ 明治本流（上流部）シールド工事 ・ 北部併設水路（下流）一期建設工事 ・ 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その 16 建設工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部仮廻し水路設置その 1 工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その 1 工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その 2 工事 ・ 明治用水頭首工復旧その 2 工事 ・ 明治用水頭首工復旧その 3 工事（仮称）</td><td>工事書類</td></tr><tr><td>・ 明治用水頭首工復旧対策検討委員会資料（第 1 回～第 5 回）</td><td>公表資料</td></tr></table>	貸与資料	備考	・ 明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その 1－1（下流区間）業務 ・ 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務 ・ 明治用水頭首工地質調査ほか業務 ・ 明治用水頭首工復旧工法検討業務 ・ 明治本流（下流部）里・浜屋工区ほか補足設計業務 ・ 明治用水頭首工漏水対策調査 ・ 令和 7 年度 明治用水頭首工技術誌作成資料整理業務	報告書	・ 明治頭首工復旧工事 ・ 明治用水頭首工耐震化対策第二期工事 ・ 明治本流（上流部）シールド工事 ・ 北部併設水路（下流）一期建設工事 ・ 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その 16 建設工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部仮廻し水路設置その 1 工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その 1 工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その 2 工事 ・ 明治用水頭首工復旧その 2 工事 ・ 明治用水頭首工復旧その 3 工事（仮称）	工事書類	・ 明治用水頭首工復旧対策検討委員会資料（第 1 回～第 5 回）	公表資料	
貸与資料	備考									
・ 明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その 1－1（下流区間）業務 ・ 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務 ・ 明治用水頭首工地質調査ほか業務 ・ 明治用水頭首工復旧工法検討業務 ・ 明治本流（下流部）里・浜屋工区ほか補足設計業務 ・ 明治用水頭首工漏水対策調査 ・ 令和 7 年度 明治用水頭首工技術誌作成資料整理業務	報告書									
・ 明治頭首工復旧工事 ・ 明治用水頭首工耐震化対策第二期工事 ・ 明治本流（上流部）シールド工事 ・ 北部併設水路（下流）一期建設工事 ・ 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その 16 建設工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部仮廻し水路設置その 1 工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その 1 工事 ・ 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その 2 工事 ・ 明治用水頭首工復旧その 2 工事 ・ 明治用水頭首工復旧その 3 工事（仮称）	工事書類									
・ 明治用水頭首工復旧対策検討委員会資料（第 1 回～第 5 回）	公表資料									

項 目	内 容												
(適用図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-3 条	第 2-1 条、第 2-2 条及び共通仕様書に示す図書等の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 適用図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用図書は、業務作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。												
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、次表のとおりである。 <table><tr><th>作業項目</th><th>作業内容</th><th>数量</th></tr><tr><td>1 事前準備</td><td>技術資料作成に必要な資料収集を行うとともに、貸与資料及び収集資料を整理、把握し、業務作業計画を作成する。</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2 技術資料の作成</td><td>資料収集結果を取りまとめ、製本を前提とした技術資料（技術誌案）の原稿（印刷データ）を作成する。 なお、技術資料の構成については、(別紙) 技術誌目次案を想定している。</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3 点検取りまとめ</td><td>成果資料の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。</td><td>1 式</td></tr></table>	作業項目	作業内容	数量	1 事前準備	技術資料作成に必要な資料収集を行うとともに、貸与資料及び収集資料を整理、把握し、業務作業計画を作成する。	1 式	2 技術資料の作成	資料収集結果を取りまとめ、製本を前提とした技術資料（技術誌案）の原稿（印刷データ）を作成する。 なお、技術資料の構成については、(別紙) 技術誌目次案を想定している。	1 式	3 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式
作業項目	作業内容	数量											
1 事前準備	技術資料作成に必要な資料収集を行うとともに、貸与資料及び収集資料を整理、把握し、業務作業計画を作成する。	1 式											
2 技術資料の作成	資料収集結果を取りまとめ、製本を前提とした技術資料（技術誌案）の原稿（印刷データ）を作成する。 なお、技術資料の構成については、(別紙) 技術誌目次案を想定している。	1 式											
3 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式											
(作業の留意点) 第 3-2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-2 条及び共通仕様書に示す適用図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 技術資料に添付する写真及び図面は、印刷時において読み取りが可能となるよう解像度に注意するものとする。 (3) 引用する文献や写真等で著作権があるものについては権利者と十分調整を行うものとする。 (4) 資料収集については、令和 7 年度 明治用水頭首工技術誌作成資料整理業務により実施しているが、資料に不足がある場合は、監督職員と協議するものとする。 (5) 公開用成果品の作成については、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公表用成果品として作成すること。												

項 目	内 容
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	<p>共通仕様書第 1-10 条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前</p> <p>第 2 回 中間打合せ（技術資料原稿完成段階）</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	<p>成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（DVD-R 等） 正副 2 部 （技術資料作成に使用した写真・表等のオリジナルデータ含む）</p> <p>(2) 成果物の出力 1 部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p>
(成果物の提出) 第 5-2 条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県豊田市山之手 5 丁目 73 番地 1 山之手ビル 6 階 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所</p>
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	<p>業務請負契約書第 17 条から第 25 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 第 4-1 条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。</p> <p>(3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</p> <p>(4) 履行期間の変更が生じた場合。</p> <p>(5) 関係機関との対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。</p> <p>(6) その他</p>
第 7 章 業務スライドの試行 (業務スライドの試行) 第 7-1 条	<p>1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。</p> <p>2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができ</p>

項 目	内 容
<p>第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>る。</p> <p>3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8) 4)及び7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

(別紙) 技術誌目次案

第1章 施設概要

- 第1節 地区の概要
- 第2節 事業の目的
- 第3節 施設整備の変遷
- 第4節 明治用水頭首工の概要

第2章 漏水事故の原因究明

- 第1節 漏水事故の発生状況
- 第2節 原因究明調査
- 第3節 漏水発生メカニズム

第3章 緊急・応急対策の設計

- 第1節 設計計画
- 第2節 水理検討
- 第3節 構造検討
- 第4節 設計図面
- 第5節 施工計画

第4章 恒久対策の設計

- 第1節 設計計画
- 第2節 水理検討
- 第3節 構造検討
- 第4節 設計図面
- 第5節 施工計画

第5章 施工

- 第1節 緊急対策工事
- 第2節 応急対策工事
- 第3節 恒久対策工事

第6章 明治用水頭首工復旧対策検討委員会

- 第1回 明治用水頭首工復旧対策検討委員会
- 第2回 明治用水頭首工復旧対策検討委員会
- 第3回 明治用水頭首工復旧対策検討委員会
- 第4回 明治用水頭首工復旧対策検討委員会
- 第5回 明治用水頭首工復旧対策検討委員会